

気象警報発令等による臨時休業判断基準

岡山市教育委員会

警報等	判断時期
各特別警報	AM6：30 ※岡山後楽館中学校：AM6：00
警戒レベル4(避難指示)が発令された地域を含む中学校区の小・中学校	AM6：30 ※岡山後楽館中学校：AM6：00
暴風警報	AM6：30 ※岡山後楽館中学校：AM6：00
大雪警報	AM6：30 ※岡山後楽館中学校：AM6：00
暴風雪警報	AM6：30 ※岡山後楽館中学校：AM6：00
震度5弱以上の地震	前日のPM5：00から当日の登校時刻までに発生した場合

(令和3年5月改正)

※非常変災その他急迫の事情による場合や、河川の氾濫や山間部等における土砂災害に警戒が必要な地域、過去に大きな被害を受けた地区などについては、気象状況により被害（がけ崩れ、冠水など）を受ける可能性が生じ、児童、生徒に危険が及ぶ恐れがあるときは、この基準に満たない場合（上記以外の警報：大雨、洪水、波浪、高潮のみの発令など）であっても、校長の判断により休業とすることができる。

- 登校後に特別警報等が発令された場合、気象状況や周辺の状況に応じ、各学校で待機させるか自宅に帰宅させるかを判断してください。
- 判断時期以降の警報等発令については、原則休業（授業打ち切り等）と判断し、登校した児童・生徒が安全に帰宅できるようにするなど、適切な対応をお願いします。